

恵庭市立小中学校情報機器整備事業に係る各種計画

令和 7 年 3 月

恵庭市教育委員会

【恵庭市】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	5, 474	5, 345	5, 227	5, 090	4, 935
② 予備機を含む 整備上限台数	6, 295	6, 146	1, 675	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	3, 888	1, 339	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	3, 888	1, 339	0	0
⑤ 累積更新率	0	72. 74%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	0	583	201	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	583	201	0	0
⑧ 予備機整備率	0	15%	15%	15%	15%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

当市の 1 人 1 台端末の整備状況として、令和 2 年度末に 3, 8 8 8 台（令和 3 年度より利用）、令和 3 年度末に 4 6 6 台（令和 4 年度より利用）、令和 4 年 8 月に 5 6 5 台の計 5, 9 1 9 台を購入した。

更新計画として、最初に整備した 3, 8 8 8 台については、令和 7 年度末で 5 年を経過することから 3, 8 8 8 台とその 1 5 % を予備機とした計 4, 4 7 1 台を更新することとし、令和 8 年度末に当該年度の児童生徒数の推計値 5, 2 2 7 台とその予備機 1 5 % を合わせた 6, 0 1 1 台から令和 7 年度更新の 4, 4 7 1 台を差し引いた 1, 5 4 0 台を更新することとする。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：5, 919 台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 100 台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託 : 0 台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者にも再使用・再資源化を委託 : 4, 419 台
- ・その他（児童生徒の予備機及び教職員用端末として活用） : 1, 400 台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

・自治体の職員が行う

・処分事業者へ委託する

○スケジュール（予定）

令和8年3月 処分事業者 選定

令和8年4月 新規購入端末の使用開始

令和8年4月 使用済端末の事業者への引き渡し

【恵庭市】
ネットワーク整備計画

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合（％）

13校中8校　61％

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

（１）ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール

令和6年3月までに児童生徒数が多い小学校・中学校各1校について、課題の特定を行った。

（２）ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

ネットワークアセスメントの結果を踏まえ、令和7年1月から順次改善策の検討を開始し、令和7年3月までに市内小中学校全校における改善策を完了させる。

（３）ネットワークアセスメントの実施等により、既に解決すべき課題が明らかになっている場合には、当該課題の解決の方法と実施スケジュール

令和7年3月までにルーター・L3スイッチ・アクセスポイントのファームウェアの更新を行うと共に、1校にIPoE回線を敷設し、ネットワーク速度の改善状況について検証を行う。

【恵庭市】 校務 D X 計画

教育委員会及び学校が教育DXを推進する際に取り組むことが望ましい項目を実現するため、本市において次に掲げる事項を重点的に推進する。

1. 校務系・教育系の情報通信ネットワーク環境の整備

現在は、校務系ネットワークについては、サーバーを介したオンプレミス型で運用しているところであり、校務情報については職員室内でのみアクセス可能な環境となっている。

教育系については、令和4年度にコンピューター教室の原則廃止を行ったことや、指導者用デジタル教科書のクラウド化に伴い、すべて校内のアクセスポイントからインターネットを介してクラウド上で運用を行っている。

今後については、GIGAスクール構想以前から使用しているネットワーク機器の老朽化が課題となってくることに加え、校務用サーバーの耐用年数を迎える令和9年度に校務用パソコンの更新も計画しているため、これらICT機器の更新に併せて、ゼロトラスト認証やアクセス制御等強固なセキュリティ対策を施したネットワーク環境を構築し、校務系・教育系ともにフルクラウド化を図ることで職員室以外の環境からでも柔軟な働き方が可能となるよう校務DXを推進していく。

2. 校務支援システムのクラウド化

平成28年度より北海道公立学校校務支援システム（C4th）を全校に導入し、共同利用型校務支援システムを導入することにより教職員の人事異動に伴う負担軽減を図っている。しかし、現行のC4thシステムはクローズド環境で運用しており、学習系で生成されたデータと校務支援システムに蓄積された校務系データの連携が煩雑であることや、使用可能な場所が職員室のみであるなどの課題がある。これらの課題について、教職員の働き方改革を推進するために、より柔軟な働き方が可能となるよう検討を行う。

あわせて、校務支援システムへの名簿情報の不必要な手入力作業の一掃については、すでに各校で取組みが行われていることから、今後も継続して進めていく。

3. 次世代の校務デジタル化に向けた各種ツールの活用

校務効率化や授業の質の改善を図るため、Google Workspace等のクラウドの更なる活用やデジタル採点システムの導入、働き方改革につながる生成AIの活用、各校のニーズ調査等、活用促進に向けた検討を行う。

また、他市町村の事例や北海道教育委員会の「校務DX支援サイト」等の好事例集も参考に、各種ツールの活用促進を図る。

4. GIGA環境・汎用クラウドツールの一層の活用

全ての教職員に恵庭市ドメインによるGoogleアカウントが付与されており、情報共有や連絡等にクラウドサービスが活用できる環境にある。教職員間や教職員と児童生徒のデータ共有等、すべての学校で校内におけるクラウドサービスを活用している。

一方、「保護者への調査・アンケート」や「保護者からの問合せや連絡」については、個別で導入し業務効率化を図っている学校もあるため、更なる利便性の向上に向けた検討を促す。

5. 教職員研修の充実

現状においては、教職員のICT活用能力に個人差があり、上手く活用できていないケースも散見されることから、全ての教職員が効果的に活用できるよう、教職員一人一人のICT活用能力に応じた個別指導やICT研修の充実など、学校やICT支援員等と連携を図りながら継続的に実施する。

また、「恵庭市教育情報セキュリティ対策基準」や「恵庭市立小中学校情報セキュリティ対策実施手順書」に基づき、教職員の情報モラル・情報セキュリティに関する研修を実施する。

6. 学校とのFAXでのやり取りの慣行・学校現場に関連する押印ルールの見直し

令和7年3月現在の「校務DXの取組に関するダッシュボード（デジタル庁）」の結果によると、FAX・押印を原則廃止した市内小中学校の割合は23%に留まっており、クラウド環境を活用した校務DXを阻害していることが指摘されていることから、関係機関及び学校等における具体的な使用状況を確認し、教育委員会から慣行の見直しを依頼するなど、継続的にFAX・押印の原則廃止に向けた働きかけを行う。

【恵庭市】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

平成29年3月に改訂された学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善において、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力に位置づけられるなど、学校におけるICT活用の充実を図ることについて明記された。

令和3年1月に公表された中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して」では、ICTを活用して全ての児童生徒の学びを保障する『GIGAスクール構想』を実現し、「個別最適な学び」と、「協働的な学び」を一体的に充実させることが重要であると示された。

恵庭市では、学校教育におけるICT環境の整備を進め、1人1台端末と高速大容量ネットワークの一体的活用により、各教科等における資質・能力の育成につながる授業づくりに取り組み、児童生徒の学習進度および理解度に応じた「個別最適な学び」を推進し、他者と協力し新たな考えを作り出す「協働的な学び」の充実を図り、『恵庭市学校教育基本方針』に掲げる「未来に向け夢や目標を大きく持ち、進んで学び、自らの道を切り拓く子どもの育成」を目指す。

2. GIGA第1期の総括

市内小中学校では、『GIGAスクール構想』以前から、実物投影機や大型提示装置、指導者用デジタル教科書の整備、パソコン教室用端末のタブレット化を進め、『GIGAスクール構想』以降は、1人1台端末や高速大容量の通信ネットワークの整備、ICT支援員の配置等により、学校教育におけるICT環境の充実を図ってきた。

環境整備以降は、ネットワークアセスメントにより通信環境における課題の特定と改善策を講じたほか、端末の管理においてOSのアップデートが複数の端末で停滞している事象の解消や、経年劣化等に伴う端末の故障が頻発することへの対応を進めてきた。

ICTの活用について、1人1台端末整備当初は、学校間や教職員間で活用頻度や習熟度に差が生じていたが、各校のICT担当教員や教育委員会で配置したICT支援員を中心に、活用方法の交流や研修を重ねることでICTの積極的な活用が進んだ。また、令和6年度にはAI型デジタルドリルや協働学習支援ツールを全校で導入し、これまで活用を進めてきたアプリケーションやクラウドサービスと合わせて、個別最適な学び、協働的な学びの充実が進められた。

活用が進んだ一方で、アカウントのなりすましや有害サイトの閲覧事例、SNS等のインターネットサービスを利用したトラブルも散見されるなど、慣れてきたことによる弊害も見受けられることから、フィルタリングソフトの効果的な活用とともに、児童生徒

に対する情報モラル教育の推進や教職員の情報セキュリティポリシーや各種規定の遵守への呼びかけや研修を実施していく。

3. 1人1台端末の利活用方策

これまでの取組を踏まえ、GIGA第2期における1人1台端末の整備、更新を計画的に進めながら、効果的な利活用を推進する。

(1) 1人1台端末の積極的活用

- ・授業や持ち帰り学習における効果的な活用を図るため、教職員への研修の実施や好事例の共有を推進する。
- ・教職員の習熟度や知見に左右されずに端末活用を進めるため、ICT支援員による巡回支援を各校に月2回以上行うとともに、ICTに係る問題解決のため委託事業者を含めた支援体制を構築する。

(2) 個別最適・協働的な学びの充実

- ・児童生徒が自らの意思でICTを活用し、自分の特性や学習進度に応じた学習に取り組めるよう、学習のつまずきや進捗が可視化できるAI型デジタルドリル等の学習支援ツールを授業や持ち帰り学習に活用するなど、「個別最適な学び」を支援する。
- ・児童生徒がお互いに考えを共有し、価値交換することで考えを深め合うことができるよう、思考のまとめや発表、意見交換にあたり、クラウドサービスを含む協働学習支援ツール等を活用するなど、「協働的な学び」を支援する。
- ・学校は各種ツールにより記録された児童生徒の学習履歴に基づき、対話を重視した授業改善や個に応じた指導に活かすことで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を進める。

(3) 学びの保障

- ・障がいや病気、あるいは外国人であること等を理由として、特別な支援を要する児童生徒が、特性や状況に合わせた学習に取り組めるよう端末を活用した支援を実施する。
- ・様々な事情により対面や集合での学習が困難な児童生徒に対し、オンラインやオンデマンド配信等による学習や教育相談が可能な環境を整備する。
- ・学習外においても、1人1台端末を活用した「健康観察・教育相談用フォーム」により、児童生徒の心身の状況把握等を図り、教育相談等の適切な支援を行う。